

第48回定時株主総会招集ご通知添付書類

第 4 8 期 報 告 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

TOWA株式会社

(証券コード 6315)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ圧力の沈静化を受けた金融政策の転換や実質所得の改善を背景に、米国を中心に緩やかな成長が続きました。一方で、地政学リスクの長期化や資源・エネルギー価格の変動、中国における不動産調整や内需の弱含みといった構造的課題が引き続き重しとなり、地域間・分野間で景気の濃淡がみられるなど、先行きの不確実性が残る状況となりました。

半導体業界につきましては、生成AIの普及拡大を背景としたデータセンター向け投資が引き続き堅調に推移し、AI向けロジック半導体や高帯域幅メモリ（HBM）への需要が市場全体を牽引しました。これに加え、AI向け需要の拡大に伴う供給逼迫や価格回復を背景として、年度後半からは汎用DRAM向けの投資も増加しました。一方で、車載向けや産業機器向けなどにつきましては、在庫調整の長期化や設備投資の抑制傾向が継続するなど、用途別の二極化がより鮮明となりました。

このような状況のもと、当社グループの業績は、期初において米国の関税政策の影響を受け低調なスタートとなったものの、下期からのサーバー用途を中心とした汎用メモリ投資の回復を背景として、メモリ分野で高い採用実績を有する当社モールドディング装置の需要を着実に取り込んだ結果、過去最高の売上高を更新しました。一方、各段階利益につきましては製品ミックス変動の影響や初回納入に伴う一時的な追加コストの影響を受け、前期比で減益となりました。

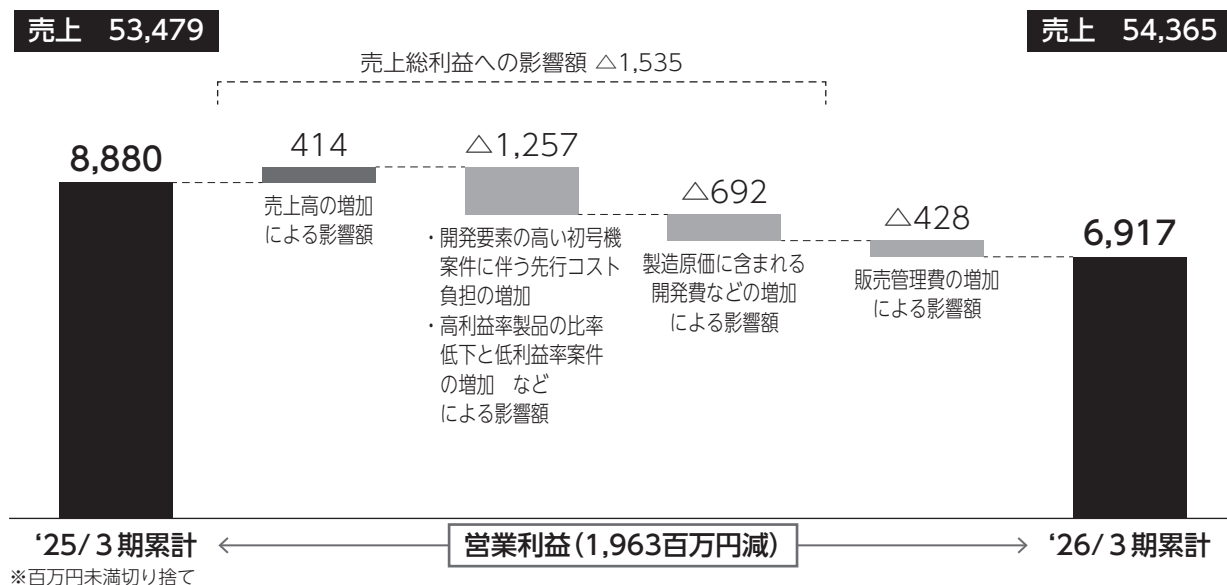
当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

売上高	543億65百万円（前連結会計年度比8億86百万円、1.7%増）
営業利益	69億17百万円（前連結会計年度比19億63百万円、22.1%減）
経常利益	69億47百万円（前連結会計年度比24億53百万円、26.1%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	45億93百万円（前連結会計年度比35億27百万円、43.4%減）

当連結会計年度の営業利益の主な増減要因（対前連結会計年度）は次のとおりであります。

売上高の増加による影響額	4億14百万円増
開発要素の高い初号機案件に伴う先行コスト負担の増加、 高利益率製品の比率低下と低利益率案件の増加などによる影響額	12億57百万円減
製造原価に含まれる開発費などの増加による影響額	6億92百万円減
販売管理費の増加による影響額	4億28百万円減

（単位：百万円）



事業別の状況は次のとおりであります。

[半導体製造装置事業]

半導体製造装置事業の経営成績は、汎用メモリ向け投資の増加を背景に、台湾地域及び中国地域向けの売上高が増加したほか、シングュレーション装置の売上高が大きく伸長したことにより、売上高は498億70百万円（前連結会計年度比9億11百万円、1.9%増）となりました。

利益につきましては、トランスファ装置における製品ミックスの悪化やコンプレッション装置における初回納入に伴う一時的な追加コストの影響を受け、営業利益65億18百万円（前連結会計年度比18億35百万円、22.0%減）となりました。

[メディカルデバイス事業]

メディカルデバイス事業における経営成績は、医療分野向けプラスチック成形品及び組立品の需要が底堅く推移したことから、売上高24億87百万円（前連結会計年度比2億23百万円、9.9%増）となりました。利益につきましては、事業規模拡大に向けた人件費等の増加により営業利益4億51百万円（前連結会計年度比1百万円、0.3%減）となりました。

[レーザ加工装置事業]

レーザ加工装置事業における経営成績は、主力製品であるレーザトリマ装置向けの設備投資需要が低迷した影響を受け、売上高20億7百万円（前連結会計年度比2億48百万円、11.0%減）、営業損失53百万円（前連結会計年度は営業利益73百万円）となりました。

企業集団の事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業区分	第47期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		第48期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで		前 年 連 度 結 比	会 計 増 減
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比		
半導体製造装置事業	48,959	91.5%	49,870	91.7%	911	1.9%
医療デバイス事業	2,263	4.2%	2,487	4.6%	223	9.9%
レーザ加工装置事業	2,256	4.2%	2,007	3.7%	△248	△11.0%
合 計	53,479	100.0%	54,365	100.0%	886	1.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は41億96百万円であり、半導体製造装置事業において39億74百万円、医療デバイス事業において1億48百万円、レーザ加工装置事業において73百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため取引銀行6行と総額185億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は115億円であります。

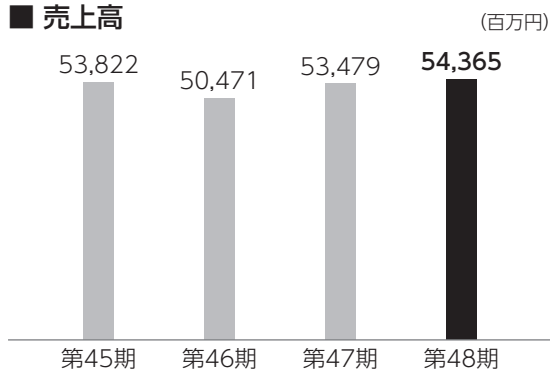
(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分		第 45 期 (2023年 3 月期)	第 46 期 (2024年 3 月期)	第 47 期 (2025年 3 月期)	第 48 期 (2026年 3 月期)
売 上 高	百万円	53,822	50,471	53,479	54,365
経 常 利 益	百万円	10,206	9,079	9,400	6,947
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	7,346	6,444	8,121	4,593
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円	97.90	85.90	108.28	61.22
総 資 産	百万円	73,468	87,861	83,228	106,267
純 資 産	百万円	47,623	58,435	61,386	70,611
1 株 当 た り 純 資 産 額	円	629.13	779.18	818.41	941.14

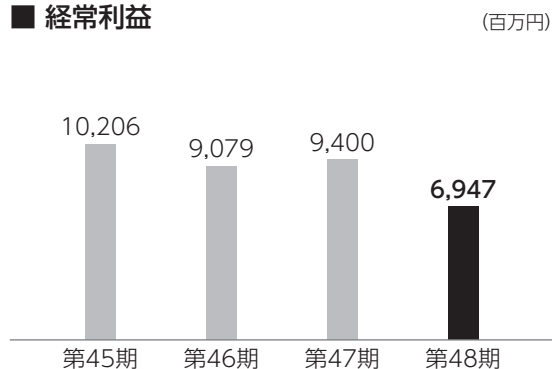
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 3. 第46期第2四半期連結会計期間より、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。
 「株式給付信託（J-ESOP）」に信託されている当社株式は1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上控除する自己株式数に含めております。
 4. 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第45期(2023年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

<ご参考>

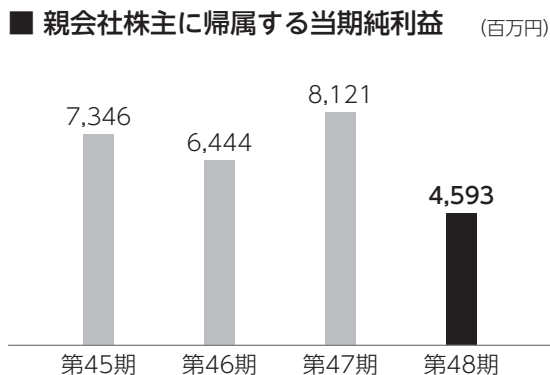
■ 売上高



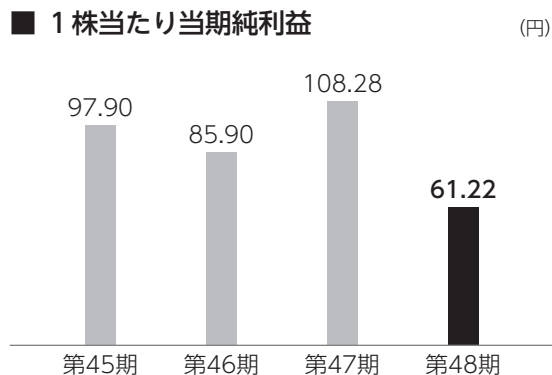
■ 経常利益



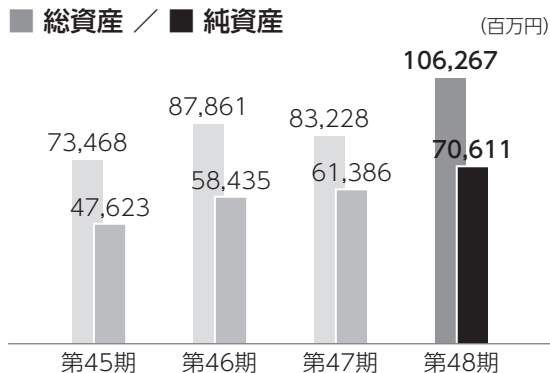
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



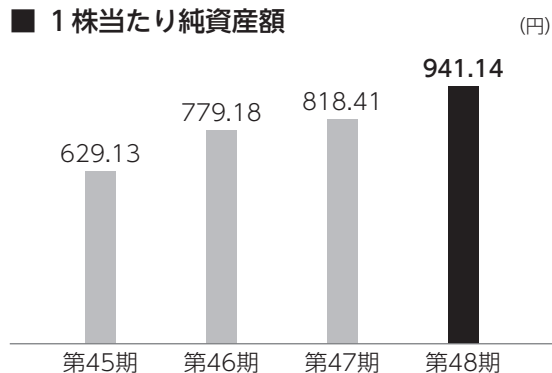
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / ■ 純資産



■ 1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社バンディック	96百万円	100.0%	医療機器等の製造・販売
TOWATEC株式会社	30百万円	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWAレーザーフロント株式会社	100百万円	100.0%	レーザ加工装置の製造・販売・アフターサービス
TOWA Asia-Pacific Pte. Ltd.	500千 シンガポールドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWAM Sdn. Bhd.	8,000千 マレーシアリンギット	100.0%	半導体製造装置の製造
TOWA TOOL Sdn. Bhd.	40,000千 マレーシアリンギット	100.0%	半導体製造金型の製造・販売・アフターサービス
TOWA MALAYSIA SALES & SERVICES SDN. BHD. (注) 1.	2,000千 マレーシアリンギット	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.	11,000千 フィリピンペソ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA THAI COMPANY LIMITED	10,000千バーツ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA SEMICONDUCTOR INDIA PRIVATE LIMITED (注) 2.	25,000千 インドルピー	90.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA USA Corporation	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA Europe B.V.(オランダ)	800千ユーロ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA Europe GmbH(ドイツ)	25千ユーロ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東和半導体設備(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	12,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の製造
東和半導体設備(南通)有限公司	30,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の製造
東和半導体設備研究開発(蘇州)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の開発・設計
和創半導体設備(深圳)有限公司 (注) 3.	10,000千中国元	-	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
台湾東和半導体設備股份有限公司	28,000千 ニュー台湾ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA韓国株式会社	3,350百万 ウォン	100.0%	半導体製造装置・金型の製造・販売・アフターサービス
TOWAファイン株式会社	1,300百万 ウォン	100.0%	半導体製造用部品の製造・販売

(注) 1. 2025年4月17日付でマレーシア クアラルンプールにTOWA MALAYSIA SALES & SERVICES SDN. BHD.を設立いたしました。

2. 2025年4月26日付でインド グルガオンにTOWA SEMICONDUCTOR INDIA PRIVATE LIMITEDを設立いたしました。なお、当社の子会社であるTOWA Asia-Pacific Pte. Ltd.が10%出資しております。

3. 2025年8月11日付で当社の100%出資子会社である東和半導体設備(上海)有限公司が中国広東省に当社の孫会社として和創半導体設備(深圳)有限公司を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後もさらなる成長と企業価値の向上を目指し、世界において他社の追随を許さない唯一無二の企業となるため、2022年3月に新たな長期ビジョン「TOWAビジョン2032」を発表いたしました。

《TOWAビジョン2032》

「TOWAビジョン2032」は「変革で世界の頂へ」をテーマに、10年後に売上高1,000億円、営業利益率25%を目指します。また、今後、TOWAがどのような企業であるべきかを改めて問い直すとともに、10年後のありたい姿を定めました。

1. テーマ

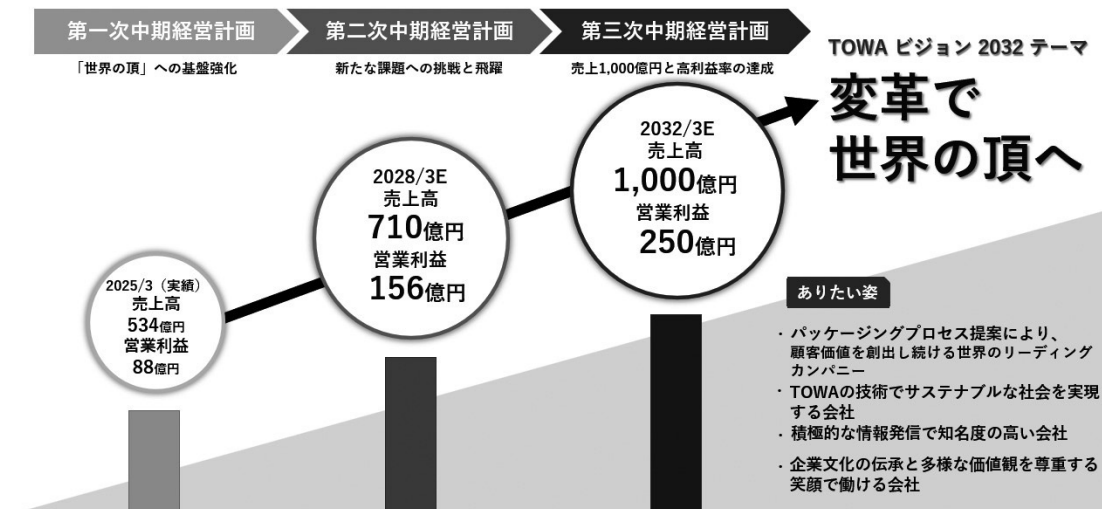
変革で世界の頂へ

2. ありたい姿

- ◎パッケージングプロセス提案により顧客価値を創出し続ける世界のリーディングカンパニー
- ◎TOWAの技術でサステナブルな社会を実現する会社
- ◎積極的な情報発信で知名度の高い会社
- ◎企業文化の伝承と多様な価値観を尊重する笑顔で働ける会社

3. 目標とする経営指標（長期ビジョン）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。



《第二次中期経営計画》

第二次中期経営計画は、“新たな課題への挑戦と飛躍”を掲げております。第一次中期経営計画で強化した基盤により、新たな課題へ挑戦し2032年の目標に向かって取組んでまいります。第二次中期経営計画のテーマは「TOWA イズムで次世代をリードする人財を創出」としております。当社の競争力の源泉は人財であり、今後10年、20年、さらにその先も業界トップであり続けるため、そして、他社の追従を許さない唯一無二の企業になるために、人財への投資をより積極的に行ってまいります。

1. テーマ

TOWAイズムで次世代をリードする人財を創出

2. 基本方針

- ①パラダイムシフトにより製品・サービスの付加価値を向上し収益力を高める
 - ②DXとAIの活用によりスピード経営を実現し市場競争力を強化する
 - ③コアコンピタンス※を活用し新たな市場を創り出す
 - ④多様性に富んだ挑戦思考を持ち次世代をリードする人財の育成を図る
 - ⑤サステナビリティへの積極的な取組みにより社会貢献と企業価値の向上を図る
- ※他社に真似できない核となる能力。独自の強みや専門性など

3. 事業戦略

【半導体事業】

- ①プロセスイノベーションで顧客ニーズに応える
- ②DXとAIの活用で世界のコストリーダーへ
- ③グローバルな開発体制でオンリーワン製品を世界に

【メディカルデバイス事業】

- ①すぐれた成形技術を高度な医療機器づくりに
- ②一貫生産で高収益体制に
- ③技能の研鑽で価値創造ビジネスを

【新事業】

- ①コアコンピタンスを軸に高付加価値製品で事業拡大を
- ②工具メーカーとしてメジャーブランドに
- ③サブスクビジネスで新たな収益を築く
- ④リニューアルビジネスでサステナビリティを実現

【レーザ事業】

- ①競争力のある製品で安定的な収益確保と事業拡大を
- ②発振ユニット内製化とサブスクビジネスへ
- ③レーザ技術で半導体プロセスに一石を

4. 人財戦略

- ①企業理念の継承と技術の伝承をTOWAアカデミーで
- ②未来を担うリーダーの創出
- ③DX・AIで人的資本の強化
- ④多様な人財の活躍環境の構築

5. 財務戦略

新たに財務KPIと株主還元目標を設定（2028年3月期までの目標）

- ①財務KPI：ROE13%以上
- ②株主還元：配当性向20%以上

6. 目標とする経営指標（第二次中期経営計画）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。

これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。

（単位：億円）

項目		期別	2028年3月期 (計画)	2026年3月期 (実績)
売上高			710	543.6
売上高内訳	半導体製造装置事業		521	403.9
	医療デバイス事業		28	24.8
	新事業		133	94.7
	レーザー加工装置事業		28	20.0
営業利益			156	69.1
営業利益率			22.0%	12.7%
経常利益			156	69.4
親会社株主に帰属する 当期純利益			109	45.9
ROE			13%以上	7.0%
株主還元			配当性向20%以上	32.7%

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
半導体製造装置事業	半導体製造装置の製造及び販売
メディカルデバイス事業	医療機器等の製造及び販売
レーザ加工装置事業	レーザ加工装置の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名称		所在地	主な事業区分
TOWA株式会社	本社・工場	京都市南区	半導体製造装置事業
	京都東事業所	京都府綴喜郡宇治田原町	
	九州事業所	佐賀県鳥栖市	
株式会社バンディック		山梨県韮崎市	メディカルデバイス事業
TOWAレーザーフロント株式会社		神奈川県相模原市	レーザ加工装置事業
TOWAM S d n . B h d .		マレーシア [ペナン州]	半導体製造装置事業
TOWA TOOL S d n . B h d .		マレーシア [ペナン州]	半導体製造装置事業
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司		中国 [江蘇省]	半導体製造装置事業
東和半導体設備(南通)有限公司		中国 [江蘇省]	半導体製造装置事業
TOWA韓国株式会社		韓国 [忠清南道]	半導体製造装置事業
TOWAファイン株式会社		韓国 [京畿道]	半導体製造装置事業

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
半導体製造装置事業	2,006 (118) 名	100名増 (3名増)
メディカルデバイス事業	100 (74) 名	13名増 (7名増)
レーザ加工装置事業	105 (3) 名	1名減 (増減なし)
合計	2,211 (195) 名	112名増 (10名増)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716 (66) 名	35名増 (10名減)	39.2歳	10.8年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社京都銀行	7,293
株式会社みずほ銀行	3,616
株式会社三菱UFJ銀行	2,573
株式会社三井住友銀行	1,990
農林中央金庫	1,043
三井住友信託銀行株式会社	1,043

- (注) 1. 当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため、取引銀行6行と総額185億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は115億円であります。
2. 借入額には、株式会社京都銀行を主幹事とした合計5行によるシンジケートローンの借入金残高5億円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 240,000,000株

② 発行済株式の総数 75,157,367株

(注) 当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名及び執行役員5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2025年8月19日付で普通株式16,811株を発行いたしました。

③ 株主数 48,396名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,850,400株	11.78%
株式会社ケイビー恒産	5,700,000株	7.59%
株式会社日本カストディ銀行	4,024,980株	5.36%
株式会社エヌレガロ	3,780,000株	5.03%
株式会社京都銀行	2,099,520株	2.80%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	918,019株	1.22%
TOWA社員持株会	871,692株	1.16%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	770,600株	1.03%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	709,645株	0.94%
BNY GCN CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE - AC)	684,816株	0.91%

(注) 1. 持株比率は自己株式（43,768株）を控除して計算しております。

2. 自己株式（43,768株）には、「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式(85,580株)は含まれておりません。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く。）	14,094株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(3)会社役員の状況 ③取締役の報酬等」に記載しております。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
岡田博和	代表取締役会長 (最高経営責任者)		
三浦宗男	取締役	社長執行役員 営業本部長	
石田耕一	取締役	専務執行役員 コア技術事業本部長	
柴原信隆	取締役	常務執行役員 管理本部長	
西村一洋	取締役	上席執行役員 生産本部長	
中西和彦	取締役	執行役員 経営企画本部長 兼 秘書室長 兼 INNOMS推進室長 兼 サステナビリティ推進室長	
矢野輝弘	取締役		
服部広志	取締役 (監査等委員・常勤)		
和氣大輔	取締役 (監査等委員)		和氣公認会計士事務所 所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社IACEトラベル 社外 監査役
後藤美穂	取締役 (監査等委員)		後藤総合法律事務所 弁護士
田中素子	取締役 (監査等委員)		田中公認会計士事務所 所長 株式会社ワコールホールディ ングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）矢野輝弘氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役（監査等委員）服部広志氏、和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏は、以下のとおり、財務、会計及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 ・取締役（監査等委員）服部広志氏は、当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験が

あります。

- ・取締役（監査等委員）和氣大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）後藤美穂氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）田中素子氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 重要な会議等に出席し情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、服部広志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）矢野輝弘氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 6. 取締役（監査等委員）和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
石田 耕一	取締役 専務執行役員 コア技術事業本部長	取締役 専務執行役員	2026年4月1日
西村 一洋	取締役 上席執行役員 生産本部長	取締役 上席執行役員 生産本部長 兼 ツール事業本部長	2026年4月1日
中西 和彦	取締役 執行役員 経営企画本部長 兼 秘書室長 兼 INNOMS推進室長 兼 サステナビリティ推進室長	取締役 執行役員 経営企画本部長 兼 秘書室長 兼 サステナビリティ推進室長	2026年4月1日

8. 石田耕一氏は、2026年5月31日をもって、取締役を辞任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為や、私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因するものについては、免責事由として損害を填補しないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員及び監査役です。
保険料は、全額当社負担としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当該決定方針の内容（その後の改訂を含む）は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とする。あらかじめ取締役会の承認を得た固定報酬テーブルに基づき、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬は、全社業績に応じて変動する部分と個人業績に応じて変動する部分とで構成される。全社業績に応じて変動する部分については、各事業年度の期初に発表した売上高及び営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

個人業績に応じて変動する部分については、当該取締役が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等に応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

c. 非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、一定の譲渡制限期間が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とする。報酬の額の決定に際しては、役位、職責等を踏まえて決定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合（年額）については、取締役全体で概ね

基本報酬（使用人兼務取締役については使用人分給与を除く）：業績連動報酬：非金銭報酬
＝7：2：1となることを目安とする。

e. 報酬等の額の決定に関する事項

代表取締役会長は、各取締役の基本報酬額、業績連動報酬額、非金銭報酬額の決定にあたってa.～d.の方針に基づき査定を行い、その内容を委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長も独立社外取締役が務める任意の指名・報酬委員会に諮問する。

諮問を受けた任意の指名・報酬委員会は取締役会に対し助言・提言を行い、取締役会は、当該助言・提言を十分に考慮して決定を行う。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	284,458 (8,100)	185,550 (8,100)	73,200 (-)	25,708 (-)	7名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32,160 (19,980)	32,160 (19,980)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	316,618 (28,080)	217,710 (28,080)	73,200 (-)	25,708 (-)	11名 (4名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第47回定時株主総会において年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名(うち、社外取締役1名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月29日開催の第44回定時株主総会において、株式報酬の額として年額90億円以内、株式数の上限を年45,000株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議しております。(なお、2024年10月1日付で普通株式数1株につき3株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式として発行される当社の普通株式数の上限を年45,000株以内から年135,000株以内に変更しております。)当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第47回定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(うち、社外取締役3名)です。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。
4. 業績連動報酬のうち全社業績に応じて変動する部分の指標は、売上高及び営業利益であり、その実績は、売上高543億65百万円、営業利益69億17百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画(2025年4月～2028年3月)において各事業年度の売上高目標と営業利益目標を掲げており、これらと連動させるのが適切であると判断したためです。
業績連動報酬のうち個人業績に応じて変動する部分の指標は、当該取締役(監査等委員である取締役を除く。)が担当する本部の業績(目標達成度)、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等であります。当該指標を選択した理由は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績を適切に評価し報酬等に反映させる指標としてこれらが妥当であると判断したためです。なお、これらの指標は多岐にわたり、定性的な要素も含んだ総合的な判断となることから、実績を数値化等し表示することは困難であると考えております。
当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、全社業績、個人業績それぞれについてあらかじめ取締役会の承認を得たテーブルで定める係数を乗じたものから算定されております。
5. 報酬等の額の決定に関する方針は、代表取締役会長が取締役管理本部長を交えて案を作成し、任意の指名・報酬委員会の諮問を経て、社外取締役が参加する取締役会において決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者または社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 氣 大 輔	和氣公認会計士事務所 所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社IACEトラベル 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 美 穂	後藤総合法律事務所 弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 中 素 子	田中公認会計士事務所 所長 株式会社ワコールホールディングス 社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	矢野輝弘	2025年6月27日に取締役就任以降に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、スポーツ分野で培われた組織マネジメント及び人財育成に関する豊富な経験や実績を踏まえ、主に組織運営や人財活用に関する観点から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	和氣大輔	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士・税理士としての豊富な経験や実績を活かし、会計・税務に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会20回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	後藤美穂	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験や実績を活かし、法律に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会20回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	田中素子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士としての豊富な経験や実績を活かし、国内外の監査・財務会計に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会20回のうち19回出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan 有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,900
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,100

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社（孫会社含む）のうち、TOWA半導体設備(蘇州)有限公司ほか計13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しております。決議内容及び運用状況の概要は次のとおりです。

【決議内容の概要】

- ① 当社及び子会社の取締役等ならびに従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令遵守を重要課題と位置付け、当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。
 - ロ. 取締役、管理職及び従業員に対して階層別に必要な研修を定期的実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
 - ハ. 内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。
 - ニ. 前二項の結果は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ホ. 法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類（電磁的媒体を含む。）の明確化を行い、適切な保存期間の設定及び管理方法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析及び評価を実施する。
 - ロ. 識別及び分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。
 - ハ. 前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取り締役会に報告する。
 - ニ. 内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。

- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。
 - ロ. 当社の取締役会が執行を決定した経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。
 - ハ. 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。

- 二. 当社及び子会社は、権限及びその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
- ホ. 当社及び子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「組織・職務分掌規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門及び各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類及びその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ロ. 内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守及びリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- 監査等委員会が求めたときは、所定の決裁を経て、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が監査等委員会の補助職務を担うときは、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況及び結果等、あらかじめ協議して定める監査等委員会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。
- ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「公益通報（内部通報）取扱規程」に基づき、監査等委員会への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査等委員が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。
 - ロ. 取締役社長と監査等委員会は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

[運用状況の概要]

① 法令遵守体制

「コンプライアンス規程」において、当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が遵守すべき行動基準を明記しております。また、「インサイダー取引管理規程」、「個人情報保護規程」、「公益通報（内部通報）取扱規程」等を制定し、法令遵守体制を整備・構築するとともに、社内への浸透を図るため、全社員を対象とした定期的な研修教育を実施しております。

② リスク管理体制

「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理運営規程」に基づき、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、毎年当該委員会にて当社及び子会社の事業上の様々なリスクを評価し、リスク対策を決定しております。決定されたリスク対策は、下部組織であるリスク対策分科会にて実施しており、その実施状況については定期的に取り締り会へ報告を行っております。

③ 取締役の職務の執行体制

イ. 「取締役会規程」に基づき、定期的に取り締り会を開催しており、当期は17回開催いたしました。また、経営上の重要な案件については、取締役社長が指名した執行役員等のメンバーで構成された経営会議にて事前に協議することにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行える体制を確立しております。

ロ. 当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、統治体制を監査等委員会設置会社とし、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っております。

④ グループ会社管理体制

子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報につきましては、子会社から親会社へ定期的または随時報告され、当社は的確にその状況を把握しております。また、子会社における特に重要度の高い業務の執行については、最終決裁を親会社とする等、企業集団としての内部統制が適切に機能する体制を整えております。

⑤ 監査等委員の活動に関わる体制

常勤監査等委員は、経営会議、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席や、稟議決裁等を通じて、監査に必要な情報を収集するとともに、その意思決定のプロセスや内容について監督を行い、必要に応じて監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。

また、経営トップとの円滑なコミュニケーションを図るため、各監査等委員と代表取締役会長及び取締役社長との意見交換の場を定期的に設けており、当期は11回開催いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款の定めにより、剰余金の配当等は取締役会の決議により定めております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策の一つと考えており、競争力のあ
る製品開発を目指す研究開発投資や生産性向上を目的とする設備投資、新たな市場への事業展開に
係る投資、財務体質の改善等に必要な内部留保を確保した上で、継続的な安定配当を基本方針とし
て、各事業年度の業績に応じた利益配分を実施いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円とさせていただきます。なお、中間
配当金を見送りとさせていただきますので、年間の配当金は1株当たり20円となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	67,167,977	流動負債	27,558,954
現金及び預金	28,431,711	支払手形及び買掛金	5,432,148
受取手形	317,299	電子記録債務	25,653
電子記録債権	201,287	短期借入金	11,500,000
売掛金	15,846,386	一年以内返済予定長期借入金	2,120,000
リース債権及びリース投資資産	12,955	リース債務	199,432
棚卸資産	19,790,622	未払法人税等	1,079,860
その他	2,596,216	前受金	2,405,195
貸倒引当金	△28,502	賞与引当金	1,330,104
		役員賞与引当金	143,716
		製品保証引当金	299,462
		その他	3,023,381
固定資産	39,099,795		
有形固定資産	26,194,978	固定負債	8,096,982
建物及び構築物	10,063,884	長期借入金	4,000,000
機械装置及び運搬具	6,353,184	リース債務	352,501
土地	6,635,889	繰延税金負債	2,529,179
リース資産	1,241,629	退職給付に係る負債	1,081,681
建設仮勘定	766,950	株式給付引当金	133,620
その他	1,133,439		
無形固定資産	2,241,001	負債合計	35,655,936
ソフトウェア	1,539,882		
その他	701,119	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	10,663,815	株主資本	57,926,454
投資有価証券	7,554,505	資本金	8,985,585
繰延税金資産	706,033	資本剰余金	480,895
退職給付に係る資産	937,507	利益剰余金	48,570,745
その他	1,465,768	自己株式	△110,772
		その他の包括利益累計額	12,685,381
		その他有価証券評価差額金	4,948,622
		為替換算調整勘定	7,620,024
		退職給付に係る調整累計額	116,733
資産合計	106,267,772	純資産合計	70,611,835
		負債・純資産合計	106,267,772

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		54,365,224
売上原価		35,993,662
売上総利益		18,371,561
販売費及び一般管理費		11,454,533
営業利益		6,917,028
営業外収益		
受取利息及び配当金	371,530	
固定資産賃貸料	79,605	
雑収入	261,802	712,937
営業外費用		
支払利息	168,392	
為替差損	456,793	
雑損失	57,692	682,878
経常利益		6,947,087
特別利益		
固定資産売却益	475	
受取損害賠償金	87,588	88,063
特別損失		
固定資産売却損	2,300	
固定資産除却損	27,386	29,686
税金等調整前当期純利益		7,005,464
法人税・住民税及び事業税	2,032,281	
法人税等調整額	380,086	2,412,367
当期純利益		4,593,096
親会社株主に帰属する当期純利益		4,593,096

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	32,794,529	流動負債	24,205,773
現金及び預金	5,817,864	買掛金	5,031,010
電子記録債権	51,762	短期借入金	11,500,000
売掛金	12,369,705	一年以内返済予定長期借入金	2,120,000
商品及び製品	5,394,577	未払金	2,630,739
仕掛品	4,157,498	未払法人税等	181,505
原材料及び貯蔵品	1,024,529	未払費用	264,201
前払費用	219,502	前受金	1,431,173
未収入金	2,195,688	預り金	37,605
関係会社短期貸付金	800,000	賞与引当金	695,879
一年以内返済予定関係会社長期貸付金	243,000	役員賞与引当金	73,200
その他	528,858	製品保証引当金	231,407
貸倒引当金	△8,459	その他	9,051
固定資産	31,333,538	固定負債	4,215,751
有形固定資産	10,979,075	長期借入金	4,000,000
建物	2,751,464	繰延税金負債	84,817
構築物	135,742	株式給付引当金	130,933
機械装置	2,914,510	負債合計	28,421,524
車両運搬具	13,575	純 資 産 の 部	
工具器具備品	570,471	株主資本	30,757,921
土地	4,028,194	資本金	8,985,585
建設仮勘定	565,115	資本剰余金	515,193
無形固定資産	1,330,916	資本準備金	515,193
ソフトウェア	1,325,150	利益剰余金	21,367,914
その他	5,765	利益準備金	813,074
投資その他の資産	19,023,547	その他利益剰余金	20,554,840
投資有価証券	7,554,505	自己株式	△110,772
関係会社株式	4,645,685	評価・換算差額等	4,948,622
出資金	217,672	その他有価証券評価差額金	4,948,622
関係会社出資金	4,933,061	純資産合計	35,706,543
関係会社長期貸付金	551,000	負債・純資産合計	64,128,068
前払年金費用	589,205		
その他	532,415		
資産合計	64,128,068		

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		41,511,773
売上原価		32,881,142
売上総利益		8,630,631
販売費及び一般管理費		8,530,894
営業利益		99,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	449,306	
システム利用料	40,125	
雑収入	136,586	626,018
営業外費用		
支払利息	144,559	
為替差損	403,938	
雑損失	6,211	554,709
経常利益		171,046
特別利益		
固定資産売却益	9,736	
受取損害賠償金	87,588	97,325
特別損失		
固定資産除却損	16,761	16,761
税引前当期純利益		251,610
法人税・住民税及び事業税	194,237	
法人税等調整額	16,525	210,762
当期純利益		40,848

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

TOWA株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐川 喜一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOWA株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOWA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

TOWA株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照 晃
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 川 喜 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOWA株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

TOWA株式会社 監査等委員会

取 締 役 常勤監査等委員	服 部 広 志	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	和 氣 大 輔	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	後 藤 美 穂	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	田 中 素 子	Ⓔ

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。